

平成27年9月18日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

動物用医薬品専門調査会
座長 山手 丈至

動物用ワクチンに添加剤として使用される成分に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

平成27年6月9日付け27消安第1588号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、当専門調査会において審議を行った結果は下記のとおりですので報告します。

記

今回意見を求められた、動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（17成分）のうち別添の3成分に係る食品健康影響評価については、別紙の考え方に基づき、以下に示す理由から、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられる。

1. 別紙の1.（1）の「食品」には、食品として摂取される成分が区分される。
別添の（1）に示す1成分は、本項目に該当することから、食品として摂取される場合と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。
2. 別紙の2.（2）の「食品添加物（海外）」には、日本国外で食品添加物として使用されている成分であって、個別に検討した結果、別紙の2.（2）の「食品添加物（日本）」と同様の取扱いができると確認されたものが区分される。
別添の（2）に示す1成分は、本項目に該当することから、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。
3. 別添の（3）①に示す成分「エデト酸（2ナトリウム塩及び4ナトリウム塩を含む。）【EDTA】」は、エチレンジアミン四酢酸の遊離酸又はナトリウム塩である。これらはキレート作用を有し、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム塩は添加物、ヒト用医薬品（解毒剤）や医薬品添加物として使用されるほか、エチレンジアミン四酢酸四ナトリウムも医薬品添加物として使用される。
これらの成分は、非経口（静脈内、筋肉内、皮下、腹腔内）投与された場合には、投

与された動物又はヒト体液中を速やかに拡散し、体内のカルシウムイオン、亜鉛イオン等とキレートを形成し尿中に排泄されることが報告されている。また、経口投与された場合は、ほとんどが未変化体で糞中に排泄されることが報告されている。このため、本成分を含む動物用ワクチンが動物に接種された場合には、体内に入った本成分は速やかに動物体内で拡散し、尿中に排泄される、又は腎臓に残留するが僅かである(0.1%以下)ことから、畜水産物に残存する可能性はほとんどなく、食品としてヒトが経口摂取した場合でも、ヒト体内でキレート作用を示す可能性はないと考えられる。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

別添

(1) 食品 (1成分)

酵母 (抽出物を含む。) : *Saccharomyces* 属由来のものに限る。

(2) 食品添加物 (海外) (1成分)

酵母 (抽出物を含む。) : トルラ酵母 (*Candida utilis*) 由来のものに限る。

(3) 物質の性状等からヒトへの健康影響は無視できると個別に判断される成分 (1成分)

- ① エデト酸 (2ナトリウム塩及び4ナトリウム塩を含む。)¹ 【EDTA】²

¹ () 内は同じ分類で取扱いが可能と考えられる成分を示す。

² 【 】内は別名を示す。

動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価の考え方^{1,2}

各成分の日本又は海外における使用の主な目的（食品添加物として使用等）、日本又は国際機関等における安全性評価（一日摂取許容量の設定等）や食品中残留基準の取扱い等に基づいて、以下のとおりの考え方で動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価を行った。また、考え方のフロー図を別添に示した。

1. 食品又は食品から通常摂取されている成分

(1) 食品

本項目には、食品として摂取される成分が区分される。動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は、食品として摂取される場合と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

(2) 食品から通常摂取されている成分

本項目には、天然に含まれている成分として食品から通常摂取される成分が区分される。動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は、食品から通常摂取される場合と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

2. 食品添加物として使用されている成分

(1) 食品添加物（日本）

本項目には、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食品添加物として使用されている成分であって、食品添加物として添加できる上限値がある場合は、動物用ワクチンの添加剤として使用される 1 用量中の含有量を確認し、上限値を超えるものではないことが確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は、食品添加物として通常摂取される場合と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

(2) 食品添加物（海外）

本項目には、日本国外で食品添加物として使用されている成分であって、個別に検討した結果、[2. (1)] の項目と同様の取扱いができると確認されたものが区分される。

¹ この考え方における項目分けは、範囲が見直されたり、新たに設定されることもある。

² これらの成分について、一日摂取許容量が新たに設定される等、人の健康に及ぼす影響について新たな知見が得られた場合には、評価の見直しを行う。

したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

3. 一日摂取許容量（ADI）の設定や最大残留基準値（MRL）の設定は不要とされている成分

（1）日本において ADI の設定は不要と評価されている成分又は対象外物質

本項目には、日本において ADI の設定は不要であると評価されている成分（以下「ADI 設定不要成分」という。）又は食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づき、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）が区分される。動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

（2）ADI 設定不要成分又は対象外物質と同様の取扱いとされる成分

本項目には、個別に検討した結果、[3. (1)] の項目と同様の取扱いができるものと判断された成分が区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

（3）国際機関等において ADI 等の設定又は MRL の設定は不要とされている成分

① 国際機関等において ADI の設定は不要とされている成分

（ア）JECFAにおいて ADI の設定は不要とされている成分

本項目には、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）において ADI が“Not Limited”（制限しない）又は“Not Specified”（特定しない）と評価されている物質であって、個別に検討した結果、[3. (1)] の項目と同様の取扱いができると確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

② 国際機関等において MRL の設定は不要とされている成分

（ア）EUにおいて薬理活性はあるが、動物用医薬品として使用される投与経路及び量から薬理活性がないものとして扱ってよいとされている成分

欧州医薬品庁（EMA）では、添加剤成分を含む動物用医薬品の投与経路及び当該添加剤成分の量では投与した対象動物に薬理活性を示さないことから、当該添加剤成分の MRL の設定は不要であると判断している。食品安全委員会は、動物用ワクチンの添加剤については、薬理活性を示さない量であれば、食品健康影響は無視できると考える。

本項目には、EMAにおいて MRL の設定は不要であると判断されている成分であって、個々の成分の動物用ワクチンの添加剤として使用される 1 用量中の含有量が薬理活性を示さない量であると考えられたことから、[3. (1)] の項目と同様の取

扱いができると確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

(イ) EUにおいて薬理活性はあるが、MRL の設定は不要とされている成分

EUにおいて、薬理活性を有する物質であっても、ヒトの健康保護の観点から、MRL の設定は不要であると判断されている成分がある。食品安全委員会は、動物用ワクチンの添加剤については、薬理活性を示すものであっても、その成分の科学的知見からヒトの健康に影響を与えるようなものでないと判断できれば、食品健康影響は無視できると考える。

本項目には、EUにおいて MRL の設定は不要であると判断されている成分であって、個々の成分の科学的知見を基に、EUにおいて MRL の設定は不要とされたことは妥当と考えられたことから、[3. (1)] の項目と同様の取扱いができると確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

4. ADI 等が設定されており、かつ、含有量が当該 ADI 等を上回らない成分

(1) 日本において ADI 等が設定されており、かつ、含有量が当該 ADI 等を上回らない成分

① 食品安全委員会において ADI 等が設定されており、かつ、含有量が当該 ADI 等を上回らない成分

本項目には、食品安全委員会において ADI 又は耐容一日摂取量 (TDI) が設定されている成分であって、個々の成分の動物用ワクチンの添加剤として使用される 1 用量中の含有量を小児（1～6 歳）の平均体重（16.5 kg）で除した結果、当該成分の ADI 又は TDI を超えるものではないことが確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

② 食品安全委員会以外の日本の機関において ADI 等が設定されており、かつ、含有量が当該 ADI 等を上回らない成分

本項目には、食品安全委員会以外の日本の機関において ADI 等が設定されている成分であって、個々の成分の評価について検討した結果、食品安全委員会の評価と同等に扱ってよいと考えられ、個々の成分の動物用ワクチンの添加剤として使用される 1 用量中の含有量を小児（1～6 歳）の平均体重（16.5 kg）で除した結果、当該成分の ADI 等を超えるものではないことが確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

(2) 国際機関等においてADI等が設定されており、かつ、含有量が当該ADI等を上回らない成分

本項目には、国際機関等（JECFA、欧州食品安全機関（EFSA）等）においてADI等が設定されている成分であって、個々の成分の評価について検討した結果、日本の評価と同等に扱ってよいと考えられ、個々の成分の動物用ワクチンの添加剤として使用される1用量中の含有量を小児（1～6歳）の平均体重（16.5 kg）で除した結果、当該成分のADI等を超えるものではないことが確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

5. その他

(1) 物質の性状等からヒトへの健康影響は無視できると個別に判断される成分

本項目には、1.～4.に該当しない成分であって、個別に検討した結果、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられるものが区分される。

6. 評価困難なもの又は評価を行わないもの

動物用ワクチンの添加剤の成分の評価の考え方について

該当する場合

【評価手順1】ワクチン添加剤の成分の分類による評価

(1 用量を接種した直後の注射部位を人が摂取する場合を想定)

① 食品として通常摂取されている成分

<検討事項>

- 日本食品標準成分表（平成22年11月文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告。以下「成分表」という。）に掲載されている食品を「食品」とし、成分表に収載される成分を「食品として通常摂取されている成分」とする。（アミノ酸はアミノ酸成分表、脂肪酸は脂肪酸成分表を参照のこと。）
- その他、成分表の食品の構成成分と考えられる成分は、①としてよいか個別に検討する。

② 食品添加物として使用されており、含有量*が食品添加物としての摂取量を上回らない成分

<検討事項>

- 食品衛生法に基づき食品添加物として使用されているものを「食品添加物」とする。ただし、天然香料等、用途の制限があるものについては②としてよいか個別に検討する。（ADIを超えるものは③以降で検討。）
- 海外において食品添加物として使用されているものについては、②の1.と同じ扱いとしてよいか個別に検討する。

* ワクチン1用量中の含有量を指す。以下同じ。

③ ADI、MRLの設定が不要とされる成分

<検討事項>

- 日本においてADIの設定は不要（「特定しない」を含む。）と評価されたもの又はMRL不要とされているもの（ポジティブリスト対象外物質）を③とする。
- 国際機関等における評価から、③の1.のものと同じ扱いとしてよいと考えられるものについて個別に検討する。
- 国際機関等でADIを特定しない(not specified)、制限しない(not limited)、現在の使用を認める(Acceptable)と評価されているもの及びMRLの設定は不要（薬理活性がなくMRL設定の対象とされないものを含む。）とされているものを③としてよいか個別に検討する。

④ ADI等が設定されており、含有量*が当該ADI等を上回らない成分

<検討事項>

- 食安委により評価されたものであって、含有量が当該ADIを上回らないものを④とする。なお、日本の評価であるが食安委の評価ではないものについても同等に扱ってよいか個別に検討する。
- 日本の評価ではないもの（JECFA、EMEA等）については、日本の評価と同等に扱ってよいか個別に検討する。

⑤ 上記①～④以外の成分

<検討事項>

- 分類①～④と同等に扱えるものがないか検討する。

添加剤の含有量が微量であること、接種直後の注射部位を人が反復継続して摂取するとは考えにくいこと等を考慮して評価

<検討事項>

- 評価に必要なデータがないものについて扱いを検討する。

【評価手順2】個別の成分ごとのデータを基に人への健康影響を評価

人への健康影響が懸念される

→ 含有量の上限や使用制限期間の設定

人への健康影響は無視できる

→ 使用制限期間の設定不要

リスト化して公表

※リストに入らず、添加剤としての使用は不適と判断されたもの